

# 令和5年度 新潟県立新潟翠江高等学校いじめ防止基本方針

## 11 新潟県立新潟翠江高等学校（定時制）

### 1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、国のいじめ防止対策推進法及び新潟県いじめ防止基本方針、新潟県いじめ等の対策に関する条例に基づき、本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について基本的な考え方や具体的な方策等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。なお、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

### 2 定義

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。「いじめ防止対策推進法第2条」による

#### 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な危機が生じるおそれのあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

#### (2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。「県条例第2条2項」による

#### 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など（「新潟県いじめ防止基本方針」による）

### 3 組織的な対応に向けて

いじめ問題に取り組むにあたっては、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

#### (1) いじめ防止対策委員会

①いじめ問題の未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために「いじめ防止対策委員会」を組織する。

##### ア 構成

校長（委員長）、教頭（副委員長）、いじめ防止対策推進教員、教務主任、年次主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事、スクールカウンセラー  
(必要に応じて、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、人権・同和教育担当、道徳教育推進教師)

※校長は必要に応じて校内外の関係者を本委員会に加えることができる。

イ 実施する取組

- ・いじめ防止基本方針の策定及び見直し

なお、基本方針の策定や見直しの際には、生徒の意見を取り入れるよう留意する。

- ・いじめの未然防止のための、いじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・いじめへの対処

- i) いじめの疑いに関する情報に対する即時の事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断

- ii) いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒に対する支援、指導の体制、対応方針の決定と対応の実施

- ・教職員の資質向上のための校内研修（年3回を原則とする）

- ・年間計画の企画と実施、進捗状況の点検

- ・各取り組みの有効性の点検

(2) いじめ防止対策第1次委員会

- ①いじめ事案への具体的な対応については、「いじめ防止対策第1次委員会」を組織して行う。

構成員は、教頭、生徒指導部、関係生徒の担任等を中心に、必要に応じて関係生徒の年次主任や部活動顧問等を加える。

#### 4 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を学校自己評価等により、年2回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

- ①学級づくり及び学習指導の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「ひとり一人の実態に配慮した授業」を目指し、ひとり一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

- ②道徳教育の充実

ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

イ 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよくいきるための基盤となる道徳性を育成する。

- ③特別活動の充実

ア 自己有用感を育む取り組みとして、特別活動等での集団活動を通して、生徒を認める声かけを多く行うよう努める。

イ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動やボランティア清掃など様々な体験活動の充実を図る。

ウ 生徒会活動において、県の「いじめ見逃しぜロ県民運動」等への参加を通して、校内でのいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

- ④人権が守られた学校づくりの推進

ア 生徒ひとり一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導する。

イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員ひとり一人が人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用

するなど生徒への指導に細心の注意を払う。

ウ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。

⑤保護者・地域との連携

ア P T A 総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、県の「いじめ見逃しぜロ県民運動」等への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校自己評価を活用するなどして、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

①「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。

②発達障害を含む障害のある生徒に対しては、医療機関からの診断書等を基に、適切に理解した上で指導にあたる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

①スマートフォン等は、授業中の使用を禁止する。

②教科情報、家庭科やHR等を活用し、生徒ひとり一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。

イ S N S (ソーシャルネットワーキングサービス) などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

③警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。また、情報機器に関する研修会を実施する。

## 5 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

①生徒が自らS O S を発信した場合、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず迅速に対応する。

②些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

③日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、家庭とも連携して生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう努める。

(2) 早期発見のための手立て

①生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。

②毎月「学校いじめ対策組織会議」を設定するなど、少なくとも1ヶ月に1回は生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

③生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、教育相談週間を学期に一度設定する。

④教職員とスクールカウンセラーが情報共有できる体制を整える。

⑤生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するためのアンケート調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。

⑥保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。

⑦生徒、保護者に学校及び教育委員会のいじめに係る相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、「いじめ防止学

習プログラム」を活用し周知する。

## 6 いじめの早期解決に向けて

### (1) 早期解決のための認識

①いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ防止対策委員会を中心として組織的に対応し、いじめを受けた生徒及びいじめの疑いを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。

②いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。

③教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

### (2) 早期解決のための対応

いじめ防止対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

### (3) 生徒・保護者への支援

①いじめを受けている生徒の保護者及びいじめを行っている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。

②双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③いじめを解決する方法については、いじめを受けた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### i) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、いじめを認知した日から少なくとも3か月を目安とする。いじめ防止対策委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめ防止対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ii) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

⑤いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。

⑥いじめを行った生徒が十分反省し行動を改めることができるように、学校と家庭が協力して指導・支援に当たる。

### (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

①いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導

する。

③いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

④双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

#### (5) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

①インターネットを通じて行われるいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関する情報の削除等を求める。

②生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

### 7 重大事態への対処

いじめの重大事態については、新潟県いじめ防止基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 県教育委員会に報告するとともに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な支援を求める。

(2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。

(3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

(4) いじめを受けた生徒や保護者及びいじめを行った生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) いじめ防止対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止対策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

附則 この方針は平成26年4月1日から施行する。

平成29年2月16日一部改正

平成30年7月17日一部改正

令和2年7月9日一部改正

令和3年9月22日一部改正

令和4年7月22日一部改正